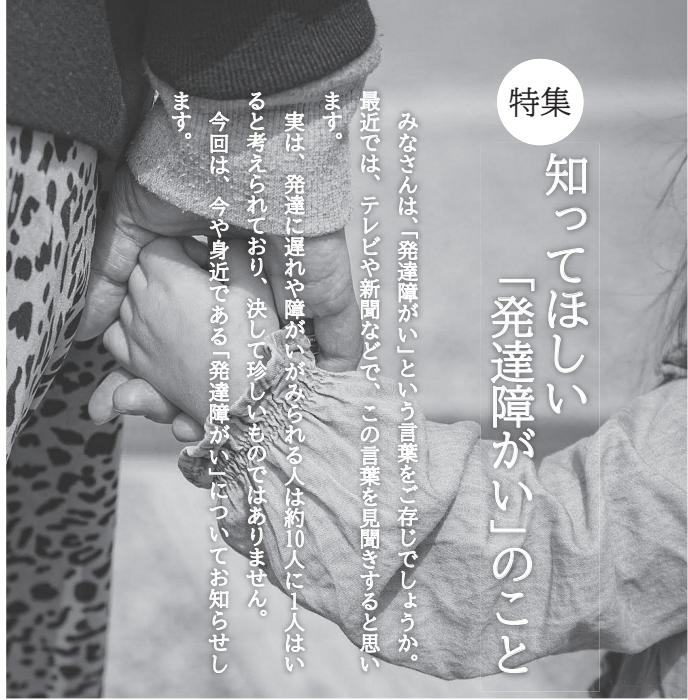


知つてほしい 「発達障がい」のこと

みなさんは、「発達障がい」という言葉をご存じでしょうか。最近では、テレビや新聞などで、この言葉を見聞きすると思います。実は、発達に遅れや障がいがみられる人は約10人に1人はいると考えられており、決して珍しいものではありません。今回は、今や身近である「発達障がい」についてお知らせします。



発達障がいとは？

生まれつき脳の働き方の違いにより、幼児期から行動や情緒に特徴が見られる状態をいいます。そのため、養育者は育児の悩みを、本人は生きづらさを感じたりすることがあります。

発達障がいがあると、本人や家族・周囲の人々が本人の特性に応じた日常生活や学校、職場での過ごし方などを工夫することで、日常生活の困難を軽減したり、持っている力を発揮しやすくなることができます。

発達障がいにはどんなものがあるの？

発達障がいは、以下の症状などがありますが、種類を明確に分けて診断することは大変難しく、障がいとの特徴が重なり合って現れることもあります。また、障がいの程度や年齢（発達段階、生活環境など）によっても症状は異なります。

抱え込みがないで

発達障がいにより、情緒や行動に特徴があることで、本人も家族も日常生活での困りや不安、生きづらさを感じながら暮らしていくことは苦しいものです。その特性や状況によって抱える困難や悩みはそれぞれ違います。その人らしく生活できるよう、子どもから大人までを対象とした個別の相談会を実施します。抱える悩みに對し相談員が一緒に考えますので、気軽にお申し込みください。



お互いを思いやる。

人は、それぞれの個性と可能性を持つて生まれてきます。発達障がいも、生まれながらの個性や可能性の一つです。人それぞれが感じている困りに対し、それぞれの困りに応じた対処方法でサポートすることで、その人らしく、その人が持つ強みや能力を最大限に活かすことができます。発達障がいの人たちが安心して暮らすことのできるまちを目指して、みなさんもお互いの個性や可能性、その人しさを認め合っていきましょう。

お子さんの発達障がいに悩む保護者へのメッセージ



NPO法人ひまわりの花 理事長
西濃圏域発達障がい支援センター
地域支援マネージャー 中野たみ子さん

幼児期、「落ち着きがなく、動き回る」「ダメと何度も言つてもやめない」「要求が通らないといつまでもギャーギャー泣き叫ぶ」など、保護者が育て方に悩まる一方で、「好きなことをやらせておけば大人しいから」と、スマホやYouTubeを見続けさせておくということがあります。発達障がいは保護者の育て方が原因ではありませんが、発達障がいに早めに気づいてあげて、特性に応じた育て方をしていく事が大切です。発達障がいのお子さんに激しい叱責を続けたり、逆に何度も好きなことをさせておけばいいというような育て方をしてしまうと、将来の自立の妨げになることもあります。私たちは、保護者と一緒に子育てについて考えながら本人の自己理解を促し、自立に向かって周りの理解を広げるためのお手伝いをしたいと考えています。

お困りのことがあればいつでもご相談ください。一緒に考えていきましょう。

問 健康福祉課 障がい福祉係 ☎22-7520

気になる行動や反応に気づいたら？

町には、それぞれの年齢に応じて各種の相談窓口があります。また、県の専門機関にも相談することができます。お気軽にご相談ください。

相談窓口	
◎就学前のお子さんを持つ家族の相談窓口	・保健センター（☎22-1021） ・いずみの園（☎22-1953）・各こども園
◎学齢期のお子さんを持つ家族の相談窓口	・教育委員会（☎22-1153）・町立小、中学校
◎障がいの種別や年齢を問わない相談窓口	・健康福祉課 障がい福祉係（☎22-7520）
◎専門機関の相談窓口	・岐阜県発達障がい者総合相談センター 2階 岐阜県発達障がい者総合相談センター 2階 ☎0582-233-5106 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前9時から午後4時 ※来所相談は電話予約が必要です。
・西濃圏域発達障がい支援センター（NPO法人ひまわりの花内）	住所：大垣市和合新町1-15 中村第3ビル302 ☎84-8350
・西濃子ども相談センター（18歳未満のお子さんについての相談）	住所：大垣市禾森町5-1458-10 ☎0584-78-4838 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 午前8時30分～午後5時15分 ※来所相談は電話予約をおすすめします。

種類	特徴
自閉スペクトラム症	言葉や身振りで相手と相互的にやり取りをしたり、相手の気持ちを読み取ったりのコミュニケーションが苦手です。また、特定のことに強い関心を持っていたり、こだわりが強いことがあります。感覚の過敏さを持ち合わせていることもあります。
注意欠如・多動症（ADHD）	発達年齢に比べて落ち着きがなく、待てない（多動性・衝動性）、注意が持続しにくい、作業にミスが多い（不注意）といった特徴があります。多動性・衝動性と不注意のどちらかの特徴を持つ場合や、その両方の特徴が見られる場合もあります。
学習障害（LD）	全般的な知的発達には問題なく、読む、書く、計算するなど特定の学習のみ困難が認められる状態をいいます。
チック症	意思に関係なく急に身体の動きや発声が起きてしまいます。まばたきや咳払いなどの運動チックや、音声チックが一時的に現れることが多いこどもにあります。経過を見ててもよいものです。1年以上にわたって強く継続し、日常生活に支障を来す場合はトゥレット症とよばれます。
吃音	滑らかに話すことができない状態をいい、音を繰り返したり、音が伸びたり、なかなか話しだせないなどの症状があります。

出典：厚生労働省 知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス
https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html

発達障がいは子どもだけではありません。

雑談や臨機応変な態度が苦手な人、暗黙のルールがわからなくて、同時にいくつもの事を対応することが苦手な人など、それが発達障がいであることに気がつかずに大人になり、学校や職場など社会の中で生きづらさを抱かえてまま生活している人もいます。周りの人からも発達障がいの特性を理解したサポートがなされないことが多いため、一人で悩んで、孤立してしまうこともあります。



例えばお子さんに対して
こんな悩みはありませんか？

- ・言葉の発達が遅くて心配
- ・声をかけても返事がない

例えばこんな行動はありませんか？

- ・一人遊びが多い
- ・常に動いていて落ち着きがない
- ・人見知りで、話しかけられない